

イギリス表見代理法における本人帰責要件の動揺： First Energy事件を契機として

西内, 祐介
九州大学大学院法学府 : 博士後期課程 : 民法

<https://doi.org/10.15017/14709>

出版情報 : 九大法学. 95, pp.115-134, 2007-09-26. 九大法学会
バージョン :
権利関係 :

研究ノート

イギリス表見代理法における本人帰責要件の動揺

— First Energy 事件を契機として —

西内祐介

- 一 はじめに
 - 1 問題の所在
 - (1) 本稿の目的
 - (2) イギリスにおける表見代理法理
 - 2 考察の手順
- 二 本論
 - 1 First Energy 事件
 - (1) 事案
 - (2) 判断

- 2 First Energy 事件の判例法上の意義
 - (1) 先例との関係
 - (2) その後の判例の評価
 - 3 本人帰責要件をめぐる学説の新展開
 - (1) 会社代理人の表見的代理権判断放棄説
 - (2) 第三者の観点による表示要件の再構成
 - 4 小括
- 三 結びに代えて

- 一 はじめに
 - 1 問題の所在
 - (1) 本稿の目的
- 表見代理は、本人保護の要請と第三者保護の要請の調和の下に成り立つ法理である。右法理において、取引安全を重視して第三者保護を強調すれば、たとえば、民法一一〇条のいわゆる「第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由」の要件は比較的容易に満たされる傾向を示し、表見代理の成立する範囲が広がることになる。これに対して、本人保護を強調すれば、右要件の満足はいきおい厳格となるため、それ

だけ表見代理の成立する範囲が狭まることになる。そのため、両者の調整をどのように図るかは、表見代理における難問といえる。

こうした重要な問題について、これまで我が国の学説は、取引安全の保護を重視した表見代理の適用の拡大化から、民法一〇条を中心とした本人帰責性の重視という揺り戻しという形で展開してきた。¹⁾ 現在、表見代理の成立のために何らかの本人帰責事由が必要である点は異論がないように見えるが、その際、どのような形で本人の帰責性を表見代理成否の判断の中に取り込むべきかというさらなる問題が生じる。この点につき、現在の学説状況に鑑みると、通説といえるような立場への収斂があるとはいえない。そこで、拙稿「表見代理と禁反言の法理の関係——イギリス表見代理法理を素材として——」(以下、前稿と略する)²⁾では、表見代理における本人帰責性の取り込み及びその理論構成の手がかりとして、以前より表見代理の本人帰責法理として挙げられる禁反言の法理 (*doctrine of estoppel*) に着目した。前稿では、母法たるイギリス法において代理の場面における禁反言の法理がどのような形で展開していったかを精査し、現代における表見代理と禁反言の法理の関係をどのように理解すべきかにつ

いて考察を行った。本稿は、前稿で今後の課題とした近時の控訴院判決 *First Energy (UK) Ltd v. Hungarian International Bank Ltd* ⁽³⁾ の仔細にわたる考察やその意義の検討を行い、加えて、*First Energy* 事件以後の本人帰責要件をめぐるイギリスの判例・学説を精査することを目的とする。

First Energy 事件は、イギリス表見代理法理における本人帰責要件の中核に関して判例変更を示唆するような重要な判例を行った判決である。また、本人帰責要件をめぐるイギリス表見代理法の現在の議論状況を正確に紹介することは、日本の表見代理における本人帰責性の取り込みをめぐる現在の議論について新たな視点を提供するものと考ええる。

(2) イギリスにおける表見代理法理

はじめに、本論に入る前提として、イギリスの表見代理法理について簡単に概観しておく。⁴⁾

イギリスの判例・学説において、表見代理法理として承認されているのは、禁反言による代理 (*agency by estoppel*) の法理及び表見的代理権 (*apparent authority* ないしは *ostensible authority*) の法理である。

まず、禁反言による代理の法理は、外部の者に対して、言

葉や行為によって、他人が彼の代理人であるように見えることを許した者は、本人・代理人間における現実の代理権 (actual authority) (日本における有権代理に相当) の合意や追認 (ratification) が存在しない場合であっても、そのような表示を信じてその他人と取引する者との関係では、彼は代理の存在を否定できない場合と説明される。

禁反言による代理の法理の主たる特徴は、本法理によって、代理関係が現実には生じない点にある。代理はあくまで当事者 (本人・代理人) による合意によってのみ生じるのであり、本人と代理行為を行った他人の間には、有効な代理が存在するわけではない (すなわち、無権代理の一面面とされる)。

ただ、本法理の効果として、相手方との関係において、第一に、本人・代理人間の関係は実際に存在せず、代理人は今の現実の代理権も有していない場合には、本人・代理人関係が生み出される (日本民法一〇九条の効果)。第二に、本人・代理人間の従前の関係は存在するが、その代理人の権限が制限されている場合には、その代理人の無権限の行為に及ぶように本人・代理人関係の範囲が拡張される (日本民法一一〇条及び一一二条の効果)。

次に、表見的代理権の法理について。表見的代理権を明確

に定義した判決は、*Freeman and Lockyer v. Buckhurst Park Properties (Mangal) Ltd*⁽⁶⁾ である。右判決の中で Diplock 控訴院判事は、表見的代理権とは「表示によって生み出される本人と契約の相手方間の法律上の関係であり、その表示とは本人から契約の相手方になされ、契約の相手方はそれに基づいて行動することを意図し、実際に行動するものである」と判示した⁽⁷⁾。

表見的代理権の法理と禁反言による代理の法理の関係について、イギリス判例・学説上、次のように考えられている。禁反言による代理と表見的代理権の関係に関するリーディングケースは、*Rama Corporation Ltd v. Proved Tin and General Investments Ltd*⁽⁸⁾ であった。右事件において、Stade 判事は、「表見的代理権は… (中略) …単に禁反言の一形態に過ぎず (merely a form of estoppel)」、実際、それは禁反言による代理 (agency by estoppel) と呼ばれている⁽⁹⁾と述べている。学説上も、判例に従うのが通説的見解である⁽¹⁰⁾。

したがって、イギリスの判例・通説は、一般に禁反言の法理は表見的代理権の根拠たるものであり、禁反言の法理を適用した結果、代理人 (と似た立場にある者) に生じている権

限を表見的代理権と呼んでいる。そして、その場合に本人・代理人間に生じている代理関係が禁反言による代理と呼ばれるに過ぎない¹⁷⁾。

一般に、表見的代理権の成立のためには、本人の表示 (representation)、その表示に基づく相手方の信頼 (reliance)、そのような信頼の結果生じた立場の変更 (change of position) が必要であるとされる。ここでは、各要件の詳細には立ち入らないが¹⁸⁾、とりわけ本稿の問題関心であるの本人帰責要件たる表示要件を取り上げておく。この表示要件は、次の六つの定式から成っている¹⁹⁾。

- (一) 口頭や書面のように明示的なものでもよいし、従前の取引又は行為から黙示されるものであってもよい。
- (二) 表示は、本人自身によってなされなければならない。代理人自身によって行うことはできない。
- (三) 表示は第三者に対してなされなければならない。
- (四) 表示は、法に関する表示ではなく、事実に関する表示でなければならない。
- (五) 表示の内容は、代理人に代理人として行動するための権限が授与されているというものでなければならない。
- (六) 表示は故意又は過失によりなされなければならない。

この六つの定式の内、とりわけ第一定式が本人帰責要件の中核をなすものとして重要である。なぜなら、表示が本人自身によってなされる点に、本人の責任の根拠が求められるからである。以上、イギリス表見代理法理を簡単に概観した。

2 考察の手順

次章から、本人帰責要件をめぐるイギリス表見代理法の現在の動向を考察していく。まず、第一節では、とりわけ従来の本人帰責要件の根幹を大きく揺るがす判示がなされた *First Energy* 事件の事案及び判旨を精査する。

次に、第二節では、*First Energy* 事件の判例法上の位置づけについて、先例と対比しながら検討を行い、その後の判例において、*First Energy* 事件の判決の射程がどのように解されているかについて見ていく。

さらに、第三節では、*First Energy* 事件を契機として、表見的代理権の本人帰責要件をめぐる学説の新たな展開を紹介した後、第四節において、私見による *First Energy* 事件とイギリスの学説の評価を行う。

最後に、第三章では、*First Energy* 事件やイギリスの学説の考察から得られた日本の代理法への示唆を提示し、今後

の展望を示して結びとしたい。

二 本論

1 First Energy 事件

イギリスの表見代理法理における本人帰責要件は、(表見的代理権と禁反言による代理を同視する判例・通説を前提とすれば)「表示」要件であり、その中でもとりわけ本人帰責のために中心的な役割を果たしているのが、第二定式(表示は、本人自身によってなされなければならず、代理人自身によって行うことはできない)であった。

しかし、一九九三年に、イギリス控訴院裁判所において、貴族院 (House of Lords) において確立された第一定式と矛盾する判断を行った判決が登場した。さらに、その判決を契機として、以後の学説では、本人帰責要件の再構成の議論が活発になされている。その判決こそ、*First Energy (UK) Ltd v. Hungarian International Bank Ltd*⁽¹⁾である。以下では、この *First Energy* 事件を中心に論を進めて行く。

(1) 事案

First Energy 事件の事案は、以下の通りであった。

原告Xは、工場等において古くなった暖房装置をより経済的で新しい空間暖房装置と交換し、その取り付けを行うことを専門にする会社であった。は、商社への商業貸付を専門に扱う商人銀行 (merchant bank)⁽²⁾ である被告Yから信用融資 (credit facilities) を求めた。Yの本店は、イギリス国内ではロンドンにあり、その他支店がマンチェスターに一つあるのみであった。Xは、Yの「支配人 (senior manager)」と説明されておりマンチェスター支店の責任者であるAと直接交渉を行った。一九八九年頃から交渉が開始されたが、その時、Aには、ロンドンにあるYの商業部門の支配人よりも広範な現実の代理権が与えられており、彼には、他の二人の経営幹部とともに、多額の融資を承認する権限があった。一九九〇年の初めに、XはAから彼が本件の融資を承認する権限を有していないことを明確に伝えられた。そして、その後、Yの側から、Aが単独で又は他の者とともに当該規模の融資を承認する権限があるとの表示がなされることは一度もなかった。

一九九〇年二月九日、YはXに融資状を送った。その融資

状には、Yの業務執行取締役 (managing director) および副取締役 (assistant director) の両名による署名がなされていた。この融資状の文言の中には、Xの署名と二五〇〇ポンドの手数料の支払をなすことよって、Xからの融資の申込が完成し、それに対してYがさらに署名を行い、そのコピーをXに渡すことで当該契約が成立する旨記載されていた。は、この条件を承諾し、融資状の指示通り、文書に署名を行い、二五〇〇ポンドの手数料の支払いとともにYに戻した。しかし、Y側が右の行為を行わなかったため、結局、当該契約は成立することはなかった。

このように、右融資状が効力を発生することは一度もなかったが、同年三月から四月の間に、XとYは(Aを介さずに)、一度限りの契約に合意して、ウィズビーチの町中にある工場への暖房装置の取り付けに関する融資が認められ、同時に当事者間で買取選択権付賃貸借契約 (hire purchase agreement)⁽⁵⁾ が締結された。

さらに、同年七月の終わり頃、AはなおXの事業へYが融資を行うことに執着していた。そのため、Xが融資を必要とする三つの新たな取付け契約を締結したことを受け、X A間で交渉を行い、同年八月二日、AはXに買取選択権付賃貸借

契約書を同封し、Yが資金提供するためのXによるそれらの契約の完成方法についての指示(二月の融資状における条件と同じ)を示した融資状を書いた。その融資状は、YがAに対して本契約の承認を与えていると読めるものであった。同年九月二日と十月二日に、Xは適切に指示通りの文書の提供を行ったが、その間にYの経営陣はすでに、別の者に対して行った商業貸付けの返済が滞ったことを教訓にして、彼らもはやXとの取引を行うことに関心がないと決定していた。その決定は、三つの取り付け契約すべてに及んでいたため、結局、XはYから何らの融資も受けられなかった。

同年十月二日、XはYに対して訴訟を提起した。この判決の争点は、(i) Xは一応推定される拘束力ある契約の完成を樹立できたか否か、すなわち、Yは承諾可能な申込を行ったか否か、(ii) (Aには当該申込をなす現実の代理権がないことを理由に) 契約は成立していないとしても、Aには当該申込をなす表見的代理権あるいは当該申込をなすために必要な代理権をYから得たと通知する表見的代理権が与えられていたか否か、であった。

(2) 判旨

第一審の Michael Kershaw 判事は、一九九〇年八月二日の A の融資状は、結局 X によって承諾可能な申込となり、は当該申込を承諾したと考えた。というのも、A は被告 Y のマンチェスター支店の責任者である支配人として、Y のために手紙に署名する表見的代理権を有しており、彼は彼の地位によって被告のために手紙を署名し送付する通常の代理権を有していた。そして、彼が問題となっている種類の手紙に署名する現実の代理権がなかったことが X に伝えられたという証拠はなかった、と判示した。したがって、八月二日の融資状は、そのような申込を伝える表見的代理権を有する者によって伝えられた申込みを構成し、X の請求は認容された。被告 Y は控訴した。

控訴院では、全員一致で、被告 Y の控訴を棄却した。担当判事である Steyn 控訴院判事によれば、X と同じような客観的状况に置かれた合理的な商人ならば、八月二日の融資状を条件の付されていない確定的な申込の通知と考えるだろう。そして、当該融資状は、拘束力ある契約の締結のために必要なものをすべて含んでおり、その申込は承諾されたのであるから、原審の判決は正しい、と述べている。⁽¹⁷⁾

さらに、本件の事実によれば、マンチェスターの支配人としての A の地位は、八月二日の融資状において述べられた融資について、本店の承認が得られたことを伝える表見的代理権が彼には付与されるものであった。が Y のために取引を結ぶ A の現実の代理権が制限されているのを知っていたという事実は、必然的に彼らのための決定を伝える A の代理権も制限されなかった⁽¹⁸⁾、と判示された。それゆえ、A には少なくとも X に当該貸付が承認されたことを通知する表見的代理権を有していたことに基づき、Y は責任を負うと判示した。

なお、貴族院への上告許可は認められなかったため、本件では、この控訴院判決が確定判決となっている。

2 First Energy 事件の判例法上の意義

(1) 先例との関係

First Energy 事件の事案と判旨は、以上のようなものであったが、本節では、右事件がイギリスの判例法上、いかなる意義を有しているかを検討することにする。

上述のように、First Energy 事件の結論は、表示要件第二定式と抵触しているように見える。この点、First Energy 事件の十七年前に出された貴族院判決 *Armagas Ltd. v.*

Mundogas SA (The Ocean Frost)⁽²⁾ との関係が特に重要である。

Amagas 事件の事案は以下の通りであった。一九八〇年五月、被告Yは船を売却することに関心があった。後に原告X会社を作り、その主たる株主となる二人の船所有者は、YがXから即座に月々三五万ポンドの使用料で三年間の備船契約に承諾するならば、五七五万ポンドで、被告の船を買う用意をしていた。その交渉では、Xから相当の利益を約束された仲立人Bが、その二人の船所有者を代理した。売買を確実に成立させるため、Bは、Yの備船契約支配人や輸送業務の副頭取であったAに賄賂を贈り、三年間の備船契約を結ばせた。しかし、その契約の存在はY会社の最高幹部には明らかにされなかった。締結された三年間の備船契約は多少通常の場合と異なるものであり、二人の船所有者は、Aがそのような備船契約を締結するための包括的権限を有していないことを知っており、Aが彼の上司に特定の権限について再び問合せを行うことが必要だろうと考えた。にもかかわらず、Aと二人の船所有者との間の交渉では、Aは彼が三年間の備船契約を締結する明示の代理権があり、その保証はYによって承認されている、と述べた。その仲立人BがAに渡した賄賂は

「船のチップ」とされた。しかし、被告は三年間の備船契約に気づいておらず、一年間のみの備船契約を締結する準備しかしていなかったため、Yに対する体裁を保つため、Yが「内部事情」で要求したと偽り、Bが二人の船所有者を説得してYとの一年間の備船契約に署名させた。だが、三年間の備船契約は何ら有効でなかった。したがって、原告は三年間のその船の備船契約をしたと考えたが、被告は一年間だけの備船契約をしたと考えた。BとAは、Xがすぐに船を転売して利益を得るか、備船市場が上昇を続けその結果一年後には被告は月々三五万ドルより高い相場でその備船契約を更新しなければならぬ一方で、その使用料の利率でXが承諾し続けるだろうことを望んでいた。そのため、XもYも騙されていることに気づいていなかった。実際には、備船市場は下落し、一年の備船契約終了後、Yは契約の更新を拒絶し、再び船を引渡した。Xは有効であるのは三年間の備船契約であると考え、Yに対して三年間の備船契約の不当な履行拒絶についての損害賠償金を求める訴訟を提起した。

本件では、原告は以下の点を争った。(i) Aは三年間の備船契約を結ぶ現実の代理権又は表見的代理権を有していた。(ii) Yは、Aの詐欺について代位責任を負うので、詐欺に

よる損害賠償の責任を負う。

第一審の判事は、Yが置いたAの地位によって、Aは彼がYからその特定の備船契約を結ぶための明示の代理権を得たとの事実を伝える表見的代理権を有していたと判示し、それに基づき、Yは三年間の備船契約の責任を負うと判示した。

これに対し、被告の控訴は、控訴院の判事らによって認められた。そこでは、(i) Yは一度も、Aが当該備船契約の承認を通知するための権限を有していたと表示したことはなかったため、Aにはそのような行為を行う表見的代理権はなく、Xは、当該備船契約を結ぶ権限があるとのAの表示を信頼することはできると考える権利はなかった。さらに、(ii) Aの詐欺は彼の表見的代理権の範囲外の不実表示を構成するので、YはXに対してその詐欺についての責任を負わない、と判示された。

Xは、Aはそのような負担の重い備船契約を締結する現実の代理権及び包括的な表見的代理権を有していなかったが、彼は当該契約を締結するための特定の表見的代理権を有していたことを争い、貴族院に上訴した。

貴族院は、控訴院の見解を採用し、Yは一度もXに対して表示を行っておらず、Aには当該備船契約を締結する表見的

代理権はなかったとして、Yの責任を認めなかった。

Armagas 事件は、表示要件の第二定式を確認した判決であると解されているが、*First Energy* 事件の被告の主要な論拠は、この *Armagas* 事件の判決に基づいていた。

Armagas 事件では、備船契約を締結する表見的代理権のない代理人は、他方当事者によるその取引の承認が本人によって与えられたとの通知をするための表見的代理権を持たない、と判示された。*Armagas* 事件では、もしこれと反対の判断をすれば異常な不調和を生むだろうことが強調された⁽⁵⁾。

にもかかわらず、*First Energy* 事件では、これと反対の判断がなされ、その結論は、*First Energy* 事件の控訴院判事全員によって正当なものと評価されている。それでは、*First Energy* 事件と *Armagas* 事件の関係をどのように解すればよいのか。すなわち、両判決は矛盾するものであり、表示要件の第二定式は修正されたと考えるべきか、それとも両判決は整合的に説明できると考えるべきかという問題である。

この問題について、*First Energy* 事件の三人の控訴院判事らは、単に *Armagas* 事件とは事案が異なるので、本判決は矛盾しない、としか述べていない。たしかに、両事案を比

較すれば、本人は代理人に当該取引を行う現実の代理権がないことを知っていたという事情は共通しているが、本人の側に贈賄や共謀のもつれがあり、代理人によって通常の取引よりも長期の契約が締結された *Armagas* 事件の事実と同一視することはできない。この点では、*First Energy* 事件と *Armagas* 事件の適用された場面は幾分異なると言えるので、両事件がただちに矛盾するとは言えない。

しかし、明らかに、*First Energy* 事件の事案の方が、贈賄や共謀といった特殊な事情のある *Armagas* 事件のそれよりも、通常の商業取引において生じやすい場面のように見える。そうだとすれば、たしかに両事件は矛盾しないけれども、原則的な形態が *First Energy* 事件であることを前提にすれば、*First Energy* 事件の判決は、表示要件の第二定式の内容を大幅に修正する可能性を秘めている。つまり、重要なのは、両判決の整合性よりも、*First Energy* 事件の判決の射程がどこまで及ぶかであって、この射程如何によって、表示要件の第二定式を実質的に変更する判決であるかが判断される。

(2) その後の判例の評価

それでは、*First Energy* 事件における判決の射程は、どこまで及ぶと解されているのか。これについては、*First Energy* 事件以後に出され、右事件に言及した判決が参考になる。これに該当する判決は、二〇〇七年の現時点まで十数件あるが、本稿では、特に *First Energy* 事件の射程について言及した以下の二件の判例を挙げておく。

まず、第一審の判事が、*First Energy* 事件判決に依拠した判断を認めた *Pharmed Medicare Private Ltd v. Univer Ltd*⁽²⁶⁾ が挙げられる。これは、管見の限り、*First Energy* 事件に依拠した判断を行った唯一の判決であるが、続く控訴院では、この原審の判断は明確に否定されている。すなわち、事件を担当した Longmore 控訴院判事は、「*First Energy* 判決は、その事件の事案のよつに、第三者が問題の代理人の権限の制限を知っていた場合に明らかに適切なものである」として、本件はそのような事案ではないので、右判決には依拠できない」と判示した⁽²⁷⁾。

また、*Habton Farms v. Nimmo & Anor* (控訴審)⁽²⁸⁾ は、イギリス代理法の大家である Reynolds の主張を引用して、*First Energy* 事件の事案は、それ自体非常に特殊な事案で

あつて、*Armagus* 事件判決を変更しようとするものではない」と判示している⁽³³⁾。

以上の判決を前提にすれば、*First Energy* 事件における判決の射程は、表示要件第二定式全体に及ぶものではなく、あくまでも第三者が問題の代理人の権限の制限を知っていた場合に限定されるところとされている。さらに、後に挙げた判決によれば、判例上、*First Energy* 事件は、当該事案限りの判決であると理解され、その射程は非常に限定されている。このように、イギリスの判例法においては、それが本人帰責要件の中核である第二定式を根底から覆す危険があるため、*First Energy* 事件の判決の射程は、非常に狭く解され、その意義はそれほど認められていないように見える。しかし、*First Energy* 事件の事案それ自体は、*Armagus* 事件と比較すれば、はるかに日常において生じやすく、こちらの場面の方が一般的であると言える。そこで、以上のように、*First Energy* 事件を判例は制限的に解する傾向にあるにもかかわらず、イギリスの学説の中には、*First Energy* 事件の意義を積極的に肯定した上で新たな理論構成の試みをするものがある。次節では、こつした近時の学説の動向を検討していきたい。

3 本人帰責要件をめぐる学説の新展開

First Energy 事件を契機として、表見的代理権に関する本人帰責要件(表示要件)をめぐる、近時様々な問題提起がなされ、新たな理論構成の試みが行われている。

(1) 会社代理人の表見的代理権判断放棄説

First Energy 事件のように、本人が会社である場合に、従来の表示要件では硬直過ぎるとの批判がなされている。こつした会社代理人の代理権を判断する際には、従来の表見的代理権の法理によって判断するのではなく、内部管理準則(indoor management rule)によつて判断すべきとの主張が Andrew Griffiths によつて提示されている⁽³⁴⁾。

まず、内部管理準則とは *Royal British Bank v. Turquand* 事件における財務裁判所の判決⁽³⁵⁾から発展した法理であつて、「会社と契約を行い誠実に取引する者は、その定款や権限の範囲内の行為が、適切にかつ正しく行われたとみなしてよく内部の経営における行為が規則を遵守したものであったかを調査する義務を負わない」というものである⁽³⁶⁾。

Griffiths によれば、*Freeman & Lockyer v. Buckhurst Park Properties* 事件⁽³⁷⁾における Diplock 控訴院判事のマンロー

子⁽³⁰⁾が、事実上、業務執行取締役や取締役会より下位の会社代理人に関する内部管理準則の役割を覆い隠してしまった⁽³¹⁾。そのため、内部管理準則は、不十分であり明確な法理的構成を欠く、むしろ大部分は制限と資格の一まとまりに過ぎないものと理解されることになった。しかし、その不十分さにもかかわらず、Griffins は内部管理準則を、会社の代理を自然人である本人のために行為する場合とは何か根本的に異なるものとみなして、権限のない契約に対するこうした区別の重要性を認めるアプローチの基礎を提供するものと評価する。

すなわち、Diplock アプローチは、会社の代理人が権限のない契約を行う表見的代理権を有している場合にのみ、第三者が会社に対して権限のない契約を強行できると考える。しかし、これは、代理人の本人としての会社に帰することのできる第三者に対する同意の表明ないし「表示」を要求している。これは、その表示が会社の定款に由来するものであるか、あるいは、その表示が会社のためにその表示を行う現実の代理権又は表見的代理権のある者によって行われなければならないことを意味する。大規模経営体における比較的下位の代理人の場合、これは全体の一連の表示による表見的代理権が適切に会社の取締役会まで辿られなければならないことを意

味するかもしれない。

さらに、Diplock アプローチの基礎は、特定の代理人が特定の契約を本人のために締結することについての本人の同意を立証する必要があることを強調するものであって、それは第三者の利益について容易に便宜を図るものではないことを意味している。

しかし、裁判所は、不公正で非効率な結果を回避するために、Diplock アプローチをねじ曲げること意欲を示しており、法理上の明快さを犠牲にして、実際にねじ曲げている。

その例こそ、*First Energy* 事件であり、Griffins は、会社代理人の代理権の存否の判断については、表見的代理権の表示要件ではなく、内部管理準則を用いるべきであることを主張する⁽³²⁾。

(2) 第三者の観点による表示要件の再構成

次に、*First Energy* 事件の判決を「現代の商業上の必要性により良く応じる、表見的代理権法理の歓迎すべき変更を示す判決である⁽³³⁾」と述べ、第三者の観点から表示要件を見直す立場がある。

右の立場によれば、現代のビジネスの没個人的複雑な状

態や、代理人の代理権の内容調査が妨げられることに付随する困難を考慮すると、第三者にとつてより有利なアプローチこそが、「今なお続く本人が我々の契約法の効力を形成する客観性」すなわち「誠実な人の合理的な期待」を満たす。本人の保護と第三者の保護との間のバランスを取らなければならない一方で、裁判所は、過去に第三者を犠牲にして本人を過保護にしがちであった。さらに、代理人を本人と相手方との間のパイプ役としてのみ行動するもので、たんに代理における消極的な関与者として説明することは、もはや「時代遅れの理論的枠組み」である。

したがって、商業活動におけるこつした事実を認識すると、*First Energy* 事件は、第一に、本人が彼の代理人に対する第一次的な責任を負うべき時であると提示し、第二に、権限の外観を生み出す場合の本人の行為ではなく、第三者の観点から、第三者がその状況を理解したであろうやり方に従って代理人の代理権の範囲を判断したものであると解すべきである。つまり、表見的代理権の基準が、本人がその代理人の代理権に関して表示をなしたかどうかによるのではなく、むしろその代理人の行為についての第三者の認識に焦点を当てることを主張する。

これに対して、*First Energy* 判決を「本人による」表示という第二定式を変更した判決と解すると、「いかにも急進的な判決となるだろうことに鑑みれば、さしあたり、*First Energy* 事件は実際にはそれ自体の特定の事実関係に限定された判決だと考えることが賢明である」と理解するのが多数説である。

さらに、たしかに、*First Energy* 事件を担当した Steyn 控訴院判事は、彼の判決部分において「我々の契約法に貫徹している主眼は、誠実な人の合理的期待が保護されなければならないことである」⁽³⁵⁾ ことを強調していたが、彼はまた、「伝統的な原則 (orthodox principles)」に基いて本事件を判断したことを強調しており、かつ、その表示と信頼という伝統的要件も、本事件を担当した残りの二人の判事の理由付けによって支持されていたことを指摘する。したがって、*First Energy* 事件判決を表見的代理権における新たなアプローチの先駆けとして歓迎するのは、過度に楽観的であるだろう⁽³⁷⁾ と第三者基準説に対して批判がなされている。

以上のように、イギリスの学説における支配的見解によれば、判例の傾向と同様、*First Energy* 事件判決を、「本人による」表示という第二定式を大幅に変更した判決とは位置づ

けていない。しかし、支配的見解の代表者である Reynolds でさえ、*First Energy* 事件の判決中に、裁判所がその事案を特別な事案と理解したことを示す証拠がほとんどないことから、「現存する表見的代理権の理論的基礎を何らかの形で修正することが、最終的には必要とされる」と述べ、新たな表見代理モデルの模索の必要性も指摘している。

4 小括

本章では、*First Energy* 事件の具体的事案の検討及びその判例法上の意義を中心に論じてきた。ここで簡単にまとめると、*First Energy* 事件は、第三者が代理人に当該取引を行う現実の代理権がないことを知っていた場合であっても、代理人が本人から当該取引の承認があつたことを伝える表見的代理権があるとされた判決であり、この判断は先例である *Arnagas* 事件との整合性が問題視された。イギリスの判例上は、事案の特殊性を理由に、*First Energy* 事件の判決を判例として拘束力あるものと認める一方で、その射程を非常に限定的に解し、*Arnagas* 事件との整合性の問題を回避している。

しかし、私見によれば、むしろ事案が特殊であるのは、贈

収賄や共謀のもつれがあつた *Arnagas* 事件の方であり、*First Energy* 事件のように、代理人自身に当該取引を行う権限がないことを知らされていた場合であっても、その後の取引経過において代理人に改めて当該取引の権限が付与されたように第三者が信じることは十分想定しうる状況であると考ええる。また、この際、本人が会社であるという事情も留意すべきであろう。なぜならば、本人が会社の場合には、実際上交渉の窓口は代理人のみであるという場合も多いからである。したがって、*First Energy* 判決は、表示要件の第二定式について現在のところ非常に限定的であるが例外を認めた判決と評価することができる。

さらに、*First Energy* 事件を契機とした表見的代理権の本人帰責要件をめぐるイギリスの学説の議論の活発化に関して、興味深いのは、日本においては、表見代理制度をめぐるでは取引安全重視から本人の帰責性重視の理論構成といった形で展開したのとは対照的に、イギリスでは、「本人による表示」という厳格な本人帰責要件の定立から、とりわけ商事取引における硬直な本人帰責要件の緩和という形で展開している点である。つまり、現在、両国では同じく本人帰責要件の問い直しが行われているけれども、その方向は全く逆のべ

クトル軸を向いている。そして、重要な点として、その緩和の対象となっているのは、民法が想定している私人間の取引の場面ではなく、むしろ会社間におけるような商取引の場面である。これは、特に本人が会社の場合には、本人帰責要件たる（本人の）表示要件は技巧的・硬直的なものになるとの問題が顕在化することに由来すると思われる。この点は、両国に共通する問題であるので、我が国の議論にも有益な視点と見えよう。

三 結びに代えて

本稿では、イギリス表見代理法理における本人帰責要件について近時大きなインパクトを与えた判決である *First Energy* 事件およびその判決を契機とした近時の学説の動向の紹介・検討を行った。それらの作業によって、前述のように、日本の学説の状況とは対照的に、イギリスでは、とりわけ会社間におけるような商取引の場面を中心に本人帰責要件たる表示要件の緩和の方向で議論が進められていることが明らかになった。

この点、ドイツでも、表見代理法理に相当する外見代理（*Anscheinvollmacht*）は商取引に関して承認されており、民法上は承認されないと学説が多数であると指摘されている。³⁹ すなわち、ドイツでは今日、民法一般レベルでの表見代理による取引安全保護の拡大の要請は要請されていないとの認識が一般的となっている。それゆえ、そうした考えに基づいて、商事取引の場面も包含する日本における表見代理は、民法上の表見代理と商事取引における表見代理を区別して、後者については、現実の商業上の要請から、本人帰責要件の緩和が認められる方向で理論構成する必要性があるとの主張がなされている。

しかし、注意を要するのは、表見代理の成否が実際に問題となるのは、商事取引における場面が圧倒的に多い事である。そのため、民法上の代理と商事取引における代理の場面を慎重に各代理取引形態に振り分けた上でそれぞれについて議論を行っていかねばならない。すなわち、民法上の代理と商事取引の代理との区別を行うと主張するだけでは、何ら本人帰責要件の取込みの解明に役立たない。典型的に代理が想定される利益状況をそれぞれ詳細に分析した上で、本人帰責要件の緩和の程度を検討する作業を行って初めて、有意義な

ものとなる。この点は、我が国の表見代理における本人帰責要件の再構成を行う際に、常に注意しておかなければならない。

本稿で明らかにした視点から我が国におけるこれまでの会社代理人に関する議論状況を振り返ったとき、日本における会社の取締役の位置づけ（商法上規定のある商事代理人と異なり、取締役や代表取締役といった立場の者は、会社の代理人と評価してよいか、すなわち会社法における規定がない点について、民法上の代理の規定の効力が及ぶのか）、代理と代表の概念区別を行う意義、現実の取引上大量に行われている事実行為の代理の法理論的説明（法律行為上の代理しか認めないとした場合、どのような処理を行うのか）、会社における本人・代理人の内部関係（たとえば、取締役のロイヤリティの問題）など、不透明なまま残された課題が山積みとなっている。これらが問題とされてこなかったのは、従来の大陸法由来の法律行為上の代理という前提の下でしか議論が行われなかったことに主たる理由があると思われる。

しかし、これらの問題はいずれも、現実に我々の経済活動において会社間・会社内部で大量になされている代理行為に関わるものであり、未解決のままにしておくことは許されな

い。したがって、今後の展望として、法律行為としての代理と対照的な、英米法に特徴的である「組織法理としての整序」に着目した上で、右の問題についてさらに研究を進めて行きたい。

これらの問題を明らかにすることで、民法上の表見代理と商事取引における表見代理を区別する意義が明らかになり、商業上の要請から、本人帰責要件の緩和が認めてよいかという議論も一層意味のあるものになると考える。

注

(1) ただ、必ずしもこの展開が、本人保護の重視につながっているかは疑わしい。そもそも、本人帰責の議論は、本人に責任を負わせるためにどの程度の事情が必要とされるかという点を明らかにすることを求めるに過ぎない。また、判例による表見代理の三規定又は民法九四条との重畳適用も、第三者保護に傾く拡大的な適用の例といえる。

(2) 中舎寛樹「民法一一〇条の表見代理——本人の帰責性と要件枠組み——」法律時報七八巻十号（二〇〇六年）六七頁は、民法一一〇条の解釈について、「正当理由の判断に本人の意思ないし帰責性に対する考慮を取り込むことが今後の本条の解釈の方向として実際的であるとい

えるのではなからうか」と指摘されている。

- (3) 西内祐介「表見代理と禁反言の法理の関係——イギリス表見代理法理を素材として——」九大法学九四号(二〇〇七年)四一四—三五二頁。

- (4) *First Energy(UK) Ltd. v. Hungarian International Bank Ltd* [1993] 2 Lloyd's Rep. 194.

- (5) イギリス表見代理法理について詳細な検討を行う邦語文献としては、長尾治助「Agency by estoppelの法理と日本民法」東京外国語大学論集一六号(一九六七年)一頁以下、西山セイ子「英米の代理法の研究(一)——表見代理の史的考察を中心として——」法学論叢八五巻三号(一九六九年)三七頁以下、八五巻四号(一九六九年)二四頁以下、拙稿・前掲注(3)四〇六—三八一頁参照。

- (6) *Freeman and Lockyer v. Buchhurst Park Properties (Mangal) Ltd* [1964] 1 All.E.R. 630. 本件事は、第一被告会社Pの取締役であった第二被告Aは、設計事務所であった原告Tにある不動産の開発のために開発認可を申請するよう指示した。原告Tはその仕事を遂行したが、Pがその報酬を支払わなかったので本件訴訟を提起した。被告会社Pの主たる主張は、そのような契約に彼らを拘束する権限はAにはないというものであった。被告会社Pの通常定款(articles of association)は、業務執行取締役(managing director)の任命に関する規定を含んでいたが、結局、実際には誰も業務執行取締役に任命

されることはなかった。しかし、別の取締役がAの活動を十分に知っており、かつ、Aの事実上の業務執行取締役としての活動に対して一度も異議を唱えなかったことが事実認定された。そのため、本件では、被告会社Pは取締役Aの活動について責任を負うとの判令がなされた。

- (7) *Ibid.*, p.644.

- (8) *Rama Corporation v. Proved Tin and General Investments Ltd* [1952] 2 Q.B. 147.

事案は以下の通りである。原告会社T1の主たる取締役T2と、被告会社Pの執行取締役Aは、各自自己の会社のために、次の契約を締結しようとした。すなわち、Pは、電話帳入れ(telephone directory holder)の売買に関するR・B・K製造会社の商業送り状(invoices)を、割引して購入することに同意し、五〇〇〇ポンド出資していたが、AはT2にT1も共同の投機に参与するよう勧めた。T2は、共同投機に同意し、そのため、原告会社T1は二〇〇ポンド出資することになった。そして、Pがその投機の管理をし、集金し、T1にその清算をすることになった。その際、T2はAから原告会社T1のために小切手を払い渡すことを要求されたので、それを与えた。その後すぐに、Aは、彼自身の書簡用紙でT1に伝えた書状において、彼とT2の間でなされた取決めに確認した。しかし、Aは、Pの取締役会において、同僚らに対して、T1との当該契約について何も明らかにしていなかった。しかし、その契約は、Pの目的

の範囲内 (intra vires) にあり、P の通常定款の第一九条 (取締役は、借金および払込請求の権能以外の権能のあるものを、彼らが適当と考える取締役会の構成員から成る委員会に、委任できる) に依拠していた。だが、実際は、取締役会は、彼らの権能のいずれもA に委任しなかったし、T1 もT2 も、P の委任すべき権能の存在を確かめるため、被告会社の公式記録 (file) を調べることもしなかった。以上のような事情の下、被告会社P がその契約の履行を拒んだので、原告会社T1 は訴訟を提起した。

(9) *Ibid.*, pp.149-50.

(10) イギリスの学説の文献の中には、「表見的代理権の法理は実際には、禁反言の法理の特定の場面における適用である」と述べるもの (J.Beatson, *Anson's Law of Contract* (28th ed.) (Oxford University Press, 2002), pp.627-628.) や、禁反言による代理を生じさせるものとして表見的代理権に言及しているもの (G.H.L. Fridman, *The Law of Agency* (7th ed.) (Butterworths, 1996), p.122) がある。

「これに反して、Powell は、禁反言の法理、すなわち禁反言による代理を表見的代理権の根拠とするように反対している」(Powell, *The Law of Agency* (2nd ed.) (Sir Isaac Pitman & Sons Ltd, 1961), pp.68-72)°

(11) Markesinis & Munday, *An Outline of the Law of Agency* (4th ed.) (Butterworth, 1998), p.37 は「一九六

四年に出された判決 *Freeman and Lockyer v. Buckhurst Park Properties (Mangal) Ltd* 以降、「表見的代理権の根拠を禁反言の法理に求める」見解は、「イギリス法において普及しているように見える」と評している[きつこつ括弧は筆者による]°

しかし近時、この見解に対しては、強い批判がなされている。たとえば、Reynolds は、表見的代理権の概念は「禁反言に依拠しているのだらうが、おそらく、契約当事者が生み出す客観的な意図の外観に契約当事者を拘束させる場合と同じ論法の方がより良く根拠付けられる」と述べ、禁反言による代理と表見的代理権の関係を一応は認めているが、禁反言を根拠とすることに疑問を残している (Reynolds, 'The Ultimate Apparent Authority' (1994) 110 L.Q.R. 21, pp.21-22)° 禁反言説に対する近時の批判の詳細については、拙稿・前掲注(3) 三七一-三九九頁参照°

(12) 詳細については、拙稿・前掲注(3) 三九九-三九五頁参照°

(13) この分類については、Markesinis & Munday, *supra* note (11) を参照°

(14) [1983] 2 Lloyd's Rep. 194.

(15) 本件被告は、多くの利用者のある多数の支店を有する都市銀行 (Clearing bank) ではなく、商取引会社への商業貸付を専門とする銀行である (cf. *Ibid.*, at p.196)°

(16) 所有権留保付の割賦販売に類似し、売買代金支払い確

保のために考案され、イギリスにおいて発達した動産担保の一形態。所有者が商品を賃貸し、当該商品の使用料を支払って後日返還するか、あるいは、使用料が代価相当額および延べ払いの金利に相当する額に達したとき、それを買取るかを選択権を、賃借人に与える契約形式をとる(鴻常夫・北沢正啓編『英米商事法事典(新版)』(商事法務研究会、一九九八年)四四八頁参照)。選択権が行使されるまで、所有権は賃借人に移転しない。本件では、XがYから融資を受ける担保として暖房装置を提供している。

(17) cf. *Ibid.*, at p.200, 201.

(18) cf. *Ibid.*, at p.204, 205, 206, 207, 208.

(19) [1986] 1 A.C. 717.

(20) Robert Goff控訴院判事は以下のように述べている。「これ「反対の判断をする」とは、表面上、非常に驚くべき結論である。それは以下の二つの事例の間に異常な区別を生じさせることになる。すなわち、(一)その関係する契約を結ぶ表見的代理権を持たない代理人が、自分はその行為を行う現実の代理権を与えられていると不当に主張する場合、その場合、本人は拘束されない。そして、(二)表見的代理権を有しない代理人が、本人の所に戻り、現実の代理権を得たと交渉後に不当に主張する場合、その場合、本人は拘束される。コモン・センスの問題においては、これは、法と云えないだろう」(*Ibid.*, at p.731)。

(21) [2002] EWCA Civ 1569.

(22) cf. *Ibid.*, at col.15.

(23) [2003] EWCA Civ 68.

(24) F.M.B.Reynolds, *Bowstead and Reynolds on Agency* (18th ed.) (Sweet & Maxwell, 2006), at 8-023.

(25) cf. *Ibid.*, at p.375.

(26) Andrew Griffiths, *Contracting with Companies* (Oxford and Portland, Oregon, Hart Publishing, 2005).

(27) (1856) 6 El & Bl 327. 事件は、Y銀行の取締役らが被告Xに交付した借用証書(bond)に署名するものだったが、すなわち、Y銀行の通常定款にちなみ、取締役の株主総会の特別決議があれば、借財することができるとなっていた。しかし、実際にはこの特別決議がなかった。Xはこの証書に基いて、Y銀行に対し、債務の弁済を求めたという事件において、裁判所は、彼の請求を認め、た。Turquand事件を紹介する邦語文献として、小町谷操三「イギリス会社法概説」(有斐閣、一九六二年)一六八—一八三頁参照。

(28) *Morris v Kanssen* [1946] AC 459 at 474, Simonds 卿の判示。

(29) [1964] 2 Q.B. 480.

(30) Diplock マプローチとは、会社代理人の表見的代理権成立のための以下の四つの要件を提示したものである(cf. Griffiths, *supra* note (14), p.244)。

- (1) 当該代理人に会社のために問題となつてゐる種類の契約を締結する権限があるとの表示は、第三者に對してなされなければならない。
- (2) この表示は、包括的に又は当該契約が關係する事項に關して、会社の事業を運営する「現実の」代理権を有する者によつてなされなければならない。
- (3) 第三者はこの表示により契約を締結せられなければならない。すなわち、彼は実際にその表示に依拠しなければならない。
- (4) 会社の基本定款や通常定款が、問題となつてゐる種類の契約を締結するための、又はこの種の契約を締結する権限を代理人に委任するための能力を会社から奪わないものであること。
- (31) こうした表見的代理権の優位性に関する主たる理由は、おそらく会社を本質的に株主間のパートナーシップとしてではなく別個の法人格として明確に理解する必要があることである。
- (32) cf. Griffiths, *supra* note (26), pp.262-263.
- (33) Ian Brown, 'The Agent's Apparent Authority: Paradigm or Paradox?' (1995) J.B.L. 360.
- (34) Markesinis & Munday, *An Outline of the Law of Agency* (4th ed.) (Butterworth, 1998), p.44. また、Reynolds, 'The Ultimate Apparent Authority' (1994) 110 L.Q.R. 21, p.24 も、代理人Aが銀行Bにおいて非營利中心的な立場にいたことを理由に「Bの事業はそ

の事実に基づき例外的なものとみなされるべきである」として同趣旨のことを述べている。

- (35) [1993] 2 Lloyd's Rep. 194, p.196
- (36) *Ibid.*, p.204.
- (37) L.S.Sealy & R.J.A.Hooley, *Commercial Law Text, Cases and Materials* (Third edition) (Lexis Nexis UK, 2003), p.126.
- (38) Reynolds, *supra* note (34), p.25.
- (39) 田井豊 「ドイツにおける表見代理法律行為説 (Rechtsgeschäftstheorie) の再興——メルクト (Merkel) の唱える「法律行為説の回歸」を中心に——」立命館法学三二〇号 (二〇〇六年) 一一六頁。
- (40) 「組織法理としての整序」については、拙稿・前掲注(3) 三五四頁参照。